



平成27年5月13日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 J ス ト リ ー ム (コード：4308 東証マザーズ)
本社所在地	東京都港区芝二丁目5番6号
代表者氏名	代表取締役社長 石 松 俊 雄
問い合わせ先	取締役 管理本部長 保 住 博 史 電話 03-5765-7744

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月25日開催予定の当社第18期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款案第27条第2項及び第34条第2項の一部を変更するものであります。

なお、当該定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成27年6月25日(木曜日)

以 上

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 条文省略</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 条文省略</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 現行どおり</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 現行どおり</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>